

消 行 第 83 号

平成 30 年 8 月 27 日

越後杉ブランド認証工場の長 様

ふるさと越後の家づくり事業を活用する工務店の長 様

新潟県県民生活・環境部

消 費 者 行 政 課 長

景品表示法に基づく「越後杉ブランド認証材」の適正な表示について（通知）

このたび、県が行った越後杉ブランド認証制度に関する調査（「県産材の利用拡大に向けた現状調査結果報告書 平成 30 年 7 月新潟県農林水産部林政課」）において、一部の認証工場における「越後杉ブランド認証材」の不適切な管理の実態が確認された旨、公表されました。

仮に、「越後杉ブランド認証材」の基準を満たさない木材を認証材と表示して販売した場合は、消費者への不当な表示（優良誤認表示）を禁止する景品表示法に違反するおそれがあります。

つきましては、当該法に基づき、消費者への適正な表示の徹底が図られるよう、下記のとおり通知します。

貴社におかれては、下記内容を十分にご確認の上、不当表示の未然防止に万全を期されるようお願い致します。

記

1 景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）について

（1）概要

消費者の利益を保護するため、事業者が提供する商品・役務について、実際のものより著しく優良と消費者に誤認される表示（優良誤認表示）や、著しく有利と誤認される表示（有利誤認表示）などを禁止するもの。

（2）留意事項

- ① 当該「表示」は、商品に直接貼付されるラベルやパッケージ等だけでなく、チラシやパンフレット、ポスターや看板、店頭でのセールストーク、店頭でのポップ表示、ウェブサイト、新聞広告やテレビCM等も含まれます。
- ② 景品表示法上、事業者（表示主体）の故意・過失は問わず、調査の結果、不当表示の事実が認められれば（故意でなくても）法令違反となります。
- ③ 法令違反が認められた場合、違反の程度等により、最も重い場合は、「措置命令」（事業者名公表、違反行為の差止め命令）等が行われる場合があります。

2 景品表示法に基づく事業者における対応について

景品表示法第26条において、事業者は、不当な表示等を行うことがないように、商品又は役務の品質、規格等、表示に関する事項を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされています。

については、事業者におかれては、消費者への適正な表示の徹底について社内で周知・啓発を行うとともに、仕入れ・製造・加工等の各段階において表示の根拠となる情報を十分に確認し、根拠資料を適切に保管するなど、日頃より不当表示の未然防止に努められるようお願いいたします。

3 参考資料

景品表示法に関して、以下の資料を添付しましたので、ご参照ください。

「事例でわかる景品表示法ガイドブック」（消費者庁）

担 当：新潟県 県民生活・環境部 消費者行政課（取引・表示係） TEL：025-280-5464 E-mail：ngt030200@pref.niigata.lg.jp FAX：025-284-0075
